

ならず、かく、実質的にも社員の権利に極めて重大な結果をもたらす定款変更が「持ち回り」などによって認められるべきでないことは明らかである。

- (2) 本件定款変更は、原告だけではなく、
合名会社において重大な影響
を及ぼすものである。

すなわち、「合名会社の出資額は五〇〇〇万円である」といふ、
本件定款変更がなされれば、同社の有する時価數十億円相当の出資持分
が額面である五〇〇〇万円の価値しか有しないものとなってしまう。

そして、
合名会社は、當利を目的とする社団であるから、時
価數十億円の価値のある資産を何らの対価もなく五〇〇〇万円の価値し
かないものにしてしまうのは、明らかに當利の目的に反するものであつ
て、同社の目的の範囲外の行為であるところ、合名会社が会社の目的の
範囲外の行為を行うには該社員の同意が必要である。

ところが、
合名会社が本件定款変更の決議に賛成するに至
り、同社の総社員の同意は存在しない。

したがつて、平成八年五月二〇日の定期総会において、
合名会社の代表者として賛成（同意）の意思表示をしたとしても無効で
あり、出資持分の約八割を占める同社の賛成の意思表示が無効である以
上（出席者の三分の二以上の同意という田定款三〇条但書の要件も欠く
ことになる。）、右決議自体も無効となる。

- (3) 被告は、平成八年六月一二日の午後七時から午後七時四〇分までの間、
被告理事長室で、謹密権を有する社員及び役員一六名の出席のもと、社
員総会を開き、その社員総会において定款変更決議を行つたとの内容の
虚偽の申請を行つたものである。

東京都知事は、医療法五〇条一項に基づき、被告の定款変更手続が法
令又は定款に違反していないかどうかを審査した上で、これを認可した

ものであるが、これは、被告の申請した右の内容の手続が法令又は定款に違反しないものとして認可したものである。

しかし、実際には、定款所定の招集手続はあるか、右の日時場所に社員が集まつた事実さえ存在しなかつたのであるから、認可手続の対象となつた定款変更手続が存在しないことになり、東京都知事による認可是無効であつて、本件定款変更の効力は生じないとほかない。

(二) 被告の主張

(1) 被告の定款については、平成八年六月二一日に本件定款変更があり、本件定款変更による変更後の定款（以下「新定款」という。）九条は、社員が出資持分の払戻請求をなし得る額は出資額を限度とする旨規定している。

本件定款変更は、まず平成八年五月二〇日に開催された被告の定期総会において承認可決された。右同日までの被告の社員は、

弟である（以下「一」という。）及び、合名会社の三

名であり、同総会には、社員^董 合名会社代表者として^董 が出席したが、^董 は欠席した。また、同総会においては、新たに^董

及び^董 の六名が社員

となることが承認された。同総会の議事録には、出席者全員の署名押印（^董 合名会社の代表者としての^董 の署名押印を含む。）がされた。

右総会における決議に基づき、東京都に対する定款変更の認可申請手続を進めていたところ、東京都は、當利法人は医療法人社団の社員たり得ないとの解釈を示し、被告に対し、合名会社を除く個人社員全員の承諾を取り付けるように指示した。

そこで、被告は、いわゆる持ち回り決議の方式により、平成八年六月二一日付けで、合名会社及び^董 を除く社員七名の署名押印を

得て、社員総会議事録を作成した。については、右特り回り決議が平成八年五月二〇日の定時総会における承認を踏襲した経緯があり、同人が右定時総会に欠席していたことから、個別の同意書を作成し、署名押印を得た。その上で、東京都に対し、定款変更の認可申請書と右證書様との同意書の写しを添付して認可申請をした。

なお、被告は、急のため、本件定款変更についての合名会社の同意書を得て、右認可申請に当たり、これを添付した。

右認可申請についでは、平成八年六月二〇日に東京都知事の認可が得られ、同月二一日付で定款変更の効力が生じた。

すなわち、本件定款変更については、まず平成八年五月二〇日の定時総会において、合名会社を含む社員総会の決議があり、これを踏まえて、改めて社員全員の個別承認を得たものである。

(2) 原告は、本件定款変更の手続につき、平成八年五月二〇日の定時総会

における 合名会社の賛成の意思表示は同社の目的外の行為であつて無効であるとの主張をする。

しかし、医療法は、當利を目的として病院等を開設しようとする者に對しては許可を与えることができる規定し（同法七条四項）、医療法人の業務の範囲を定めて商行為を行うことを禁止し（同法四二一条）、剩余金の配当を禁止する（同法五四条）など、医療法人の當利性を明確に否定している。

そして、医療法人の非當利性の原則からすれば、株式会社、有限会社などの當利法人は医療法人の社員とはなり得ない。當利法人が社員となって医療法人の運営を通じて利益追求をするおそれがあり、医療法上定められた医療法人の非當利性が損なわれるおそれがあるからである。

これについては、厚生省の行政解釈においても明らかにされている。

したがって、商法上の会社である 合名会社は被告の社員とは

なり得ず、同社は本件定款変更についての議決権を有しないから、

合名会社の賛成の意思表示が同社の目的外の行為であるとの主張は失当である。

(3) 原告は、被告の本件定款変更につき、皆が回り方による決議は無効であるとの主張をする。

しかし、旧定款三五条（新定款二十九条と同じ）では、民法六四条と同様、社員総会の決議について、あらかじめ通知のあつた事項についてでは書面決議も可能である旨が定められており、また、これを禁じる格別の規定はない。総会が開催された場合の定足数の定めは、書面決議を禁じる格別の規定とはいえない。

また、本件定款変更の認可申請等に添付した社員総会の議事録には、合名会社の署名押印を取り付けていないが、本件定款変更に関する同社の実質的同意は、平成八年五月二〇日の定期総会で確認されて

いる。

さらに、本件定款変更は、社員全員の総意であったこと、平成八年五月二〇日の新社員加入までの社員数は二名であり、被告が極めて人柄色彩の強い法人であったこと、被告の運営については、さき中心に人数的に限られた一族によって行われてきたこと、本件定款変更は旧定款をよりいっそう医療法の趣旨に忠実なものとする正しい意図・目的に基づくものであること、このような積極的目的を有する定款変更が専らで對内的にも對外的にも格別の不都合を生じることはないこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更が社員の持ち回りによる承認によつてされたとしても、これを無効とすることは妥当でない。

したがつて、本件定款変更には、一合名会社を含めて全社員もしくは全出資者の同意があり、本件定款変更に關する皆が回り決議は有效であると解される。

(4)

原告は、平成八年六月一一日付けの議事録が、銀行を開催して決議したとの内容になっていることをとらえて、虚偽の議事録に基づく虚偽の認可申請を行つたものであると主張するが、純正の開催證紙（開催場所、日時、出席状況等）に記する記述部分に事実と相違する点があり、本件の事情のもとでは、当然に虚偽である（かわらとはいえず、本件定款変更が無効となるものではない）。

第三 当裁判所の判断

一 争点1、2（旧定款、本件定款変更の効力）について

1 前記争いのない事実に加え、証拠（甲一四の二など）、乙一一の一ないし七、三ないし五、七、八、一四の一、一一、二二）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

丁 被告は、明治一二年に創立された、病院が、昭和二一年に医療法人社団として法人化されたものである。

丁 従来、医療法人の出資者が死亡して相続が発生した場合、その出資持分の評価において、その法人が有する含み純資産価値も評価される例が多く、広大な用地を有する病院が出資者の相続に伴う持分抵戻請求によりその存立を脅かされかねないといったことがあり、病院が敷地（賃貸借契約上の面積　坪。）につき借地権を有し、その資産価値が巨額であることから、は、従来から自分の死後の病院の存続を心配し、対策を検討していた。

丙 の次男であった（以下「」）は、の要請を受けて、昭和六一年一二月、それまで勤務していたを退職して、病院に入り、昭和六二年四月に被告の理事及び病院の院長に就任した。

また、は、平成六年、に代わって被告の理事長に就任した。

四

は、理事長就任後、病院の存続を望むの意図を受けて、出資の